

堺市監査委員公表第22号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月27日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立ビッグバン)	
監査実施期間	令和4年8月1日～令和4年12月21日	
措置を講じた部局等	泉北ニューデザイン推進室 指定管理者：株式会社 丹青社	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に利用料金の収入状況として、利用者数、料金区分、減免等の状況を記載することとされている。</p> <p>しかし、事業報告書に記載されている利用料金の収入状況に、利用者数、料金区分、減免等の状況を記載していなかった。</p> <p>[事業報告書の収支状況について(意見)]</p> <p>指定管理者は、事業報告書で記載している指定管理の収支状況において、支出予算額として人件費、管理費、事業費(以下「人件費等」という。)の合計額(2億2,269万9,000円)の10%で算出した本社</p>	<p>御指摘を受け、事業報告書内「利用料金の収入状況」に利用者数、利用区分、減免等の状況を記載し、令和5年3月23日に堺市に同報告書を再提出しました。</p> <p>今後、基本協定書に基づき記載区分の遵守や記載項目に遺漏が無いよう確認を徹底します。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者に事業報告書の補正を指示し、令和5年3月23日に指定管理者から再提出された同報告書を受理しました。今後、記載方法については記載区分の遵守や記載項目に遺漏が無いよう確認を徹底します。</p> <p>御意見を受け、本社費(一般管理費)について、具体的な対象経費や予算額の算出方法及び予算額と決算額が同額になる理由を事業報告書に追記し、令和5年3月23日に堺</p>	<p>指定管理者</p> <p>泉北ニューデザイン推進室</p> <p>指定管理者</p>

<p>費（一般管理費）を計上している。一方、人件費等の決算額は予算額と異なり、2億741万4,613円であるにもかかわらず、本社費（一般管理費）を予算額と同額の2,225万7,000円計上していた。</p> <p>本社費（一般管理費）について、事業報告書等では、具体的な対象経費や算出方法が不明であり、予算額と決算額で一定額を計上することの合理性も明確にされていなかった。</p> <p>市としては、施設の管理運営における収支を適切に把握することで経年比較や指定管理料の妥当性を検証することが可能になるため、管理運営の実態を適切に表した収支状況の提出を指定管理者に求められたい。</p>	<p>市に同報告書を再提出しました。</p> <p>なお、本社費（一般管理費）には、本社の間接経費（間接部門の人件費、事務所経費、租税公課、福利厚生費など）を計上しており、当社の実績から運営費用（人件費、管理費、事業費）の10%で算出しています。また、本社の間接経費は決算額の増減によって変化しない費用となるため、弊社の方針として決算額においても予算額と同額を計上することとしています。</p> <p>御意見を受け、事業報告書に具体的な対象経費や算出方法を追記するよう指定管理者に指示し、令和5年3月23日に指定管理者から再提出された同報告書を受理しました。</p> <p>今後も、管理運営の収支を適切に把握するため、実態を適切に表した収支状況の提出を指定管理者に求めます。</p>	<p>泉北ニューデザイン推進室</p>
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書では、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請をし、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができると規定されている。</p> <p>しかし、堺市立ビッグバン第2駐車場の管理業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、</p>	<p>御指摘を受け、令和4年9月7日付けで市へ第三者への一部業務委託の承認申請を行いました。</p> <p>今後は、指定管理業務に関する事務手続きを再度確認し、手続きに遺漏がないよう徹底します。</p> <p>御指摘を受け、直ちに指定</p>	<p>指定管理者</p> <p>泉北ニューデザイン</p>

<p>第三者に委託していた。</p>	<p>管理者に一部業務委託の承認申請を行うよう指示しました。また、承認申請を受け、令和4年10月12日付けで追認を行いました。</p> <p>今後は、指定管理業務に関する事務処理手続きに遺漏がないよう徹底します。</p>	<p>イン推進室</p>
<p>(2) 本施設が大阪府から市に移管されるに際して締結したビッグバン施設及び後背地の譲渡並びにビッグバン敷地の使用貸借に関する覚書（以下「覚書」という。）において、物品の譲渡等を含めた施設の引継ぎについて取決めを交わしている。この覚書の中で、39点の物品が大阪府から市に譲渡されている。</p> <p>しかし、施設内には39点の物品以外にも多数の物品が存在しているが、これらの物品については、大阪府から市に譲渡された物品と、大阪府から移管される以前の指定管理者から現在の指定管理者に直接譲渡された物品が混在しており、市所有物を特定できていなかった。なお、備品管理について、堺市会計規則に定められているが、適切に遵守されていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、指定管理者が所有する物品と堺市が所有する物品とを峻別するため市と確認を行い、基本協定書第28条第2項の規定に基づき、指定管理者が所有する備品を台帳に整理しました。</p> <p>今後は、基本協定書に基づき、適正に備品の管理を行います。</p> <p>御指摘を受け、市が所有する物品と指定管理者が所有する物品とを峻別するため指定管理者と確認を行い、その後基本協定書第28条第2項の規定に基づき、指定管理者の所有備品を台帳に整理するよう指定管理者に指示しました。</p> <p>また、市が所有する物品については、本市会計規則に基づき令和5年2月1日に備品登録を行いました。</p> <p>今後は、本市会計規則に基づき、適切に備品管理を行います。</p>	<p>指定管理者</p> <p>泉北ニューデザイン推進室</p>
<p>[市貸与備品等の取扱いについて(意見)]</p>		

<p>市が指定管理者に貸与している備品等の中に貨物自動車があるが、現状ナンバープレートを取り外し、使用していない状態になっている。他にも使用できない備品等が5点あった。</p> <p>これらの備品等にも保管場所が必要となることから、市は、所管換えや売却等で有効活用を図るか、使用できない備品等については廃棄を検討されたい。</p>	<p>御意見を受け、市から貸与を受けている備品のうち、故障等で使用できない備品については、市と協議の上、令和5年3月24日に廃棄を行いました。</p> <p>御意見を受け、未利用状態であった貨物自動車については、全庁照会により活用希望部署を募りましたが、希望がなかったため、令和4年12月22日付けで事業者への売却を行いました。また、故障等で使用できない備品5点については、指定管理者と協議の上、令和5年3月24日に廃棄を行いました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>泉北ニューデザイン推進室</p>
<p>[施設内事故の防止について（要望）]</p> <p>基本協定書において、指定管理者は、事故が発生した場合は適切に対応及び処置を行うものとされており、対応等を行ったときは、毎月作成する定期報告書で市に報告しなければならない。ただし、病院を受診した事象や頭部の打撲、骨折が疑われる場合等の重大な事故については、速やかに事故報告書で市に報告しなければならないとされている。</p> <p>本施設において、重大な事故が令和3年度は3件、令和4年度は11月時点で5件発生した旨、指定管理者から報告があった。</p> <p>指定管理者は、事故の内容を踏まえ、今後も引き続き利用者への</p>	<p>当施設の運営にあたっては、安全・安心への取組が最も重要であると認識しています。このようなことから事故を未然に防止するため、施設内の日常点検、巡回及び利用者への啓発を行っています。また、発生した事故に対して速やかに対応するための保健室への看護師の常駐、緊急対応マニュアルに基づく即時対応のほか、事故要因をふまえた施設の改修等を行っています。</p> <p>今後も来館者の皆さまに安全・安心して御利用いただける施設運営を行います。</p>	<p>指定管理者</p>

<p>啓発や施設内の日常点検を行うなど、事故が発生しないよう十分に留意されたい。</p>	<p>今後とも指定管理者と連携しながら、事故の未然防止策に加え、事故の発生時の即時対応を徹底し、来館者の皆さまに安全・安心して御利用いただける施設運営を行います。</p>	<p>泉北ニューデザイン推進室</p>
--	---	---------------------